

公立大学法人広島市立大学職員選考規程

平成22年6月10日

規程第38号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の職員の採用、昇任及び再任の選考（以下「選考」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義及び適用範囲)

第2条 この規程において、「職員」とは、法人に雇用される者で、次に掲げる者のほか、広島市立大学に常時勤務する教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）並びに事務職員及び技術職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき広島市から派遣される職員（以下「派遣職員」という。）を含む。以下「事務職員等」という。）をいう。

(1) 臨時職員

(2) 非常勤職員

2 派遣職員の選考に関する事項については、法人と広島市が締結する職員の派遣に関する協定書の定めるところによる。

3 第1項各号に掲げる者の選考に関する事項については、別に定める。

(選考の方法)

第3条 教員の選考は、次条から第7条までに定める資格のいずれかを有し、かつ、人格、学歴、職歴、研究業績、大学及び学会並びに社会における活動、健康状態等が広島市立大学の教員として適すると認められる者のうちから、人事委員会が行う。

2 事務職員等（派遣職員を除く。）の選考は、人格、学歴、職歴、一般的知識、専門的知識、社会における活動、健康状態等が法人の職員として適すると認められる者のうちから、人事委員会が行う。

(教授の資格)

第4条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、

研究上の業績を有する者

- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者
- (4) 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていと認められる者
- (6) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者
（准教授の資格）

第 5 条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる教員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
- (3) 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在籍し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者
（講師の資格）

第 6 条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第 4 条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者
（助教の資格）

第 7 条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 第 4 条各号又は第 5 条各号のいずれかに該当する者
- (2) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(理事長への報告)

第8条 人事委員会は、第3条の選考結果を理事長に報告するものとする。

(候補者の決定)

第9条 理事長は、人事委員会から前条の報告を受理したときは、理事会及び教育研究評議会に諮り、候補者を決定するものとする。ただし、事務職員等の選考に係る報告については、その内容を踏まえ、理事長が候補者を決定するものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか職員を選考に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。